【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二百二条　取引所金融商品市場によらないで、取引所金融商品市場における相場（取引所金融商品市場における金融商品の価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

２　前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一　金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において同じ。）又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる店頭デリバティブ取引

二　金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭デリバティブ取引

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百二条　取引所金融商品市場によらないで、取引所金融商品市場における相場（取引所金融商品市場における金融商品の価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

２　前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一　金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において同じ。）又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる店頭デリバティブ取引

二　金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭デリバティブ取引

（改正前）

第二百一条　取引所有価証券市場によらないで、取引所有価証券市場における相場（取引所有価証券市場における有価証券の価格に基づき算出される指数の数値を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

②　前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】

（改正後）

第二百一条　取引所有価証券市場によらないで、取引所有価証券市場における相場（取引所有価証券市場における有価証券の価格に基づき算出される指数の数値を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

②　前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関　その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関　その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

（改正前）

第二百一条　取引所有価証券市場によらないで、取引所有価証券市場における相場（取引所有価証券市場における有価証券の価格に基づき算出される指数の数値を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

②　前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二百一条　取引所有価証券市場によらないで、取引所有価証券市場における相場（取引所有価証券市場における有価証券の価格に基づき算出される指数の数値を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

②　前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

（改正前）

第二百一条　取引所有価証券市場によらないで、取引所有価証券市場における相場（取引所有価証券市場における有価証券の価格に基づき算出される指数の数値を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

②　前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二百一条　取引所有価証券市場によらないで、取引所有価証券市場における相場（取引所有価証券市場における有価証券の価格に基づき算出される指数の数値を含む。）により差金の授受を目的とする行為　をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法　第百八十六条の規定の適用を妨げない。

（一、二　削除）

②　前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二　証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

（改正前）

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為又は次に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十六条の規定の適用を妨げない。

一　有価証券指数等先物取引

二　有価証券オプション取引のうち第二条第十五項第二号に掲げるもの

（②　新設）

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為又は次に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十六条の規定の適用を妨げない。

一　有価証券指数等先物取引

二　有価証券オプション取引のうち第二条第十五項第二号に掲げるもの

（改正前）

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為又は次に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十六条の規定の適用を妨げない。

一　有価証券指数等先物取引

二　有価証券オプション取引のうち第二条第十五項第二号に掲げるもの

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為又は次に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十六条の規定の適用を妨げない。

一　有価証券指数等先物取引

二　有価証券オプション取引のうち第二条第十五項第二号に掲げるもの

（改正前）

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為をした者は、　一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

（改正前）

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為をした者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。但し、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為をした者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。但し、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

（改正前）

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為をした者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。但し、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二百一条　有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為をした者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。但し、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。